

市電・市バスの事故・トラブル情報の公表について (令和7年10月分)

○ 市 電

□重大な軌道運転事故（軌道事故等報告規則第3条第1項（速報）に該当するもの）

・該当ありませんでした。

□輸送の安全に係るもので、上記以外のもの

・道路障害（2件）

	概 要	場 所
1	【道路障害】 電車運転士が接触限界を見誤り進行し、右折待ちしていた乗用車と接触したもの。	郡元停留場～中郡停留場 （2系統上り）
2	【道路障害】 相手車が電車の進行先直前で右折進入したため、接触したもの。	二官橋通り交差点 （1系統下り）

自動車等が右折する際、軌道敷内に進入するときに最も危険です。

軌道敷内に進入する際は、必ず後方確認を十分に行ってください。

○ 市 バ ス

□重大な自動車事故（自動車事故報告規則第4条（速報）に該当するもの）

・該当ありませんでした。

□輸送の安全に係るもので、自動車事故報告規則第3条（報告書の提出）に該当するもの
（上記を除く）

・該当ありませんでした。

**バスの発進・停止時は大変危険ですので、車内ではなるべくご着席いただき、
やむを得ずお立ちの時は、手すりなどにしっかりとおつかまりください。**